
糸魚川市水道料金 あり方検討委員会 (第3回)

令和3年5月13日

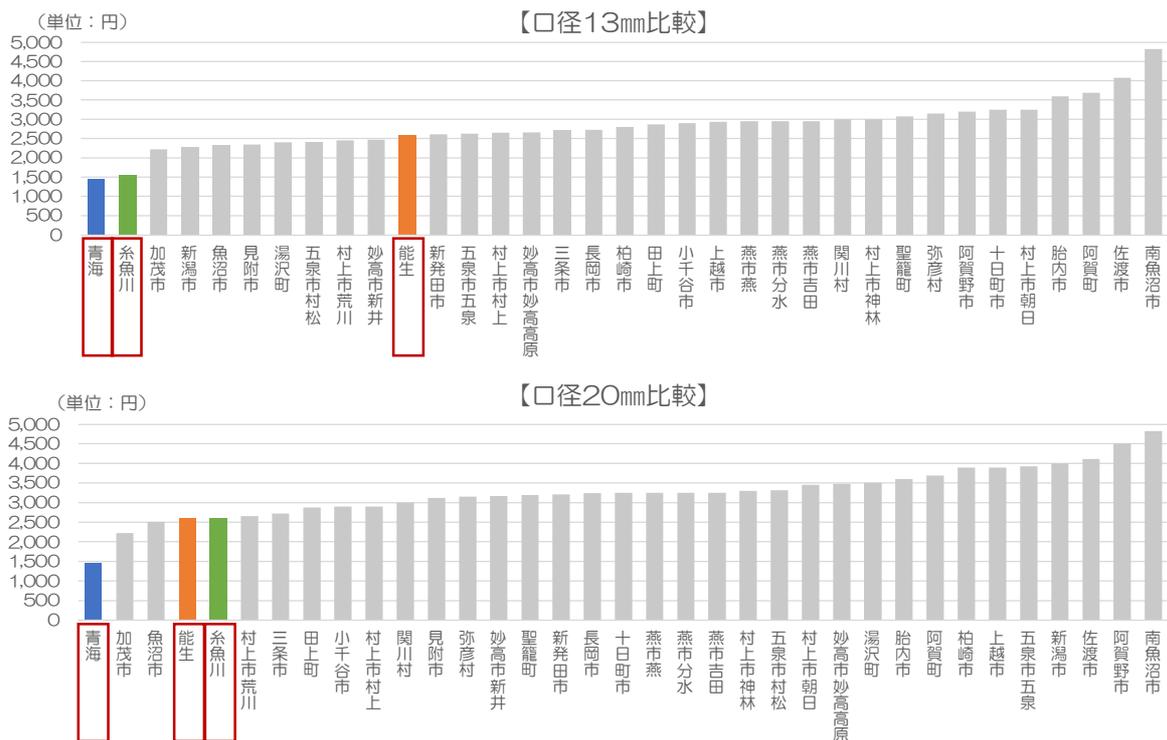
糸魚川市ガス水道局

目 次

1. 第1・2回委員会の振り返り
2. 料金改定スケジュールの変更
3. 料金改定の基本方針
4. 当面5年間の料金検討

1. 第1・2回委員会の振り返り

1-1 県内料金比較（一ヶ月20m³使用想定 税抜）



※グラフは日本水道協会「水道料金表 H31年4月現在」数値を基に作成

1-2 現行の料金体系

合併前の旧市町区域毎の3つの異なった料金体系を今なお引き継いでおり、統一されていない状況です。

区域	基本料金種類	従量料金種類	基本水量範囲
(現行) 糸魚川区域	口径別	逡増型	一部基本水量付き (口径13mm有り)
(現行) 能生区域	用途別	均一型	基本水量付き
(現行) 青海区域	用途別	均一型	基本水量付き

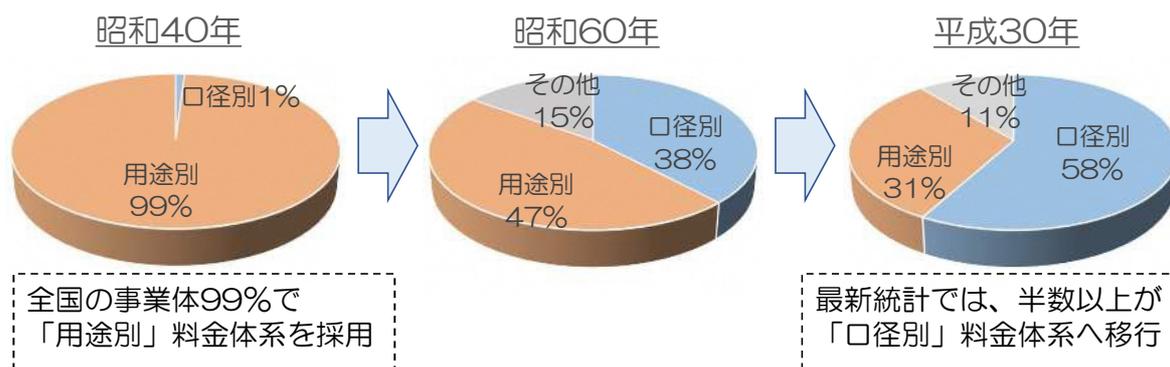
⇒今後は統一された考え方に基づく料金体系へ移行する必要があります。

4

1-3 料金体系を考える上で指針となる考え方

水道料金算定要領 次の考え方が推奨されています。

- ✓ 基本料金は口径別料金体系
- ✓ 従量料金は単価均一型、基本水量は付与しない
- ✓ 総括原価方式で必要額を算出(3~5年間程度を賅える料金が望ましいとされる)



基本料金体系は「用途別」から「口径別」へ移行する傾向に

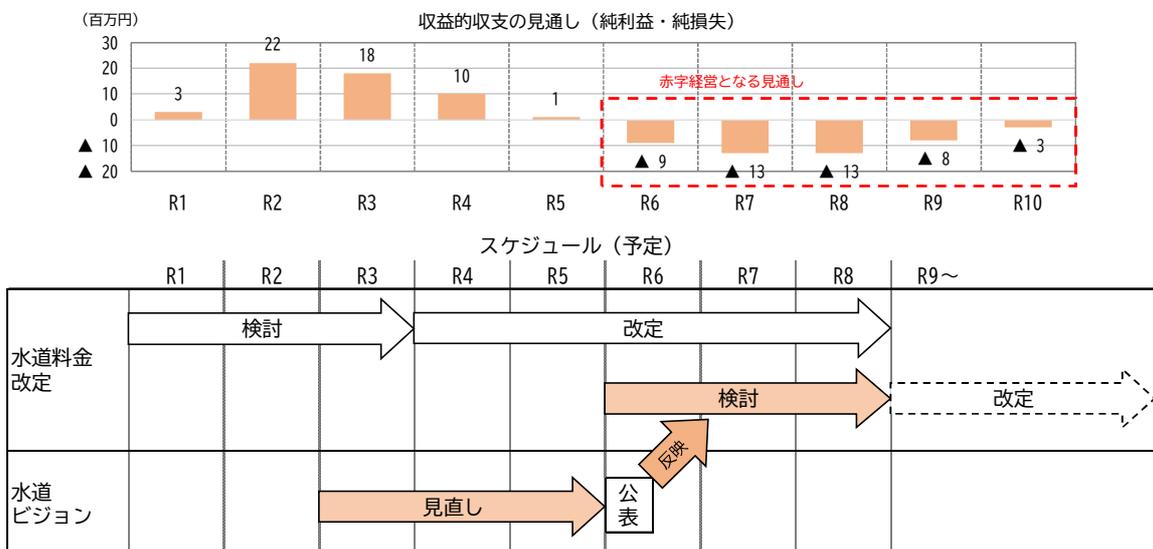
5

2. 料金改定スケジュールの変更

6

2-1 料金改定スケジュールの変更

令和3年度から令和10年度までの8年間で料金算定期間として検討を行うと説明していましたが、令和5年度までに水道ビジョンを改定して、令和9年度以降の料金改定に反映したいため、**今回の料金改定スケジュールを令和8年度までの5年間に変更したいと考えています。**



令和9年度以降の料金については、水道ビジョン見直し結果を踏まえた財政計画を基に、令和6年度から令和8年度にかけて料金改定の検討を行うことを考えています。

7

3. 料金改定の基本方針

8

3-1 本検討において目指したい方向性

【現行の料金をとりまく状況】

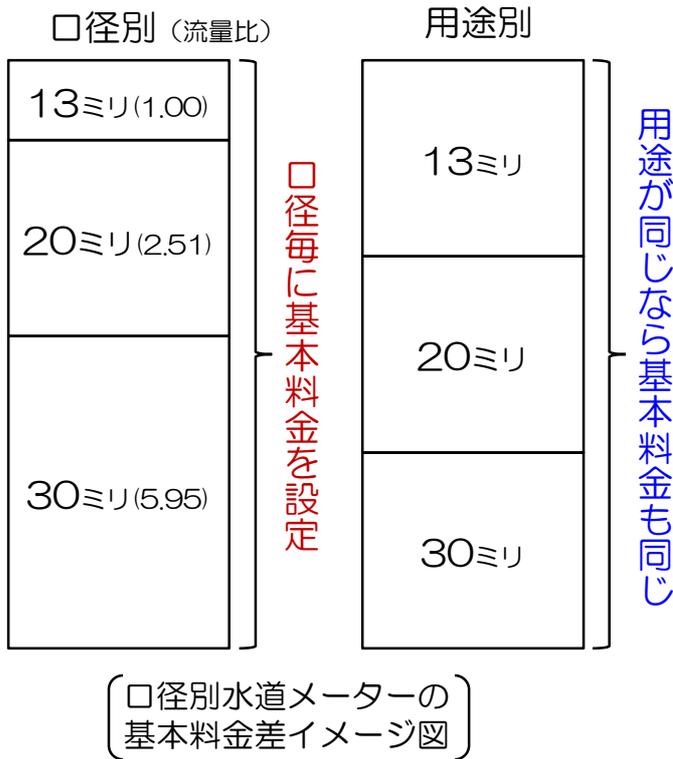
- 人口減少に伴う料金収入の減少が見込まれており、近い将来、赤字経営となる
ことが予想されます。
- 事業は統合されているが料金表は旧市町時代のままであり、料金水準及び基本
となる体系（口径別・用途別）が統一されていません。
- 時代の変化に伴った料金設定の考え方を可能な限り取り入れていく必要があります。

【目指したい方向性】

- 赤字を回避し、持続可能な経営ができる料金収入の確保へ
向けた料金改定の実施
⇒ R4年度に改定し、R8年度まで黒字経営を維持することを目指す
- 将来的な料金表統一も視野に入れた中で、現行の水準に配
慮しつつ、基本となる体系を統一

9

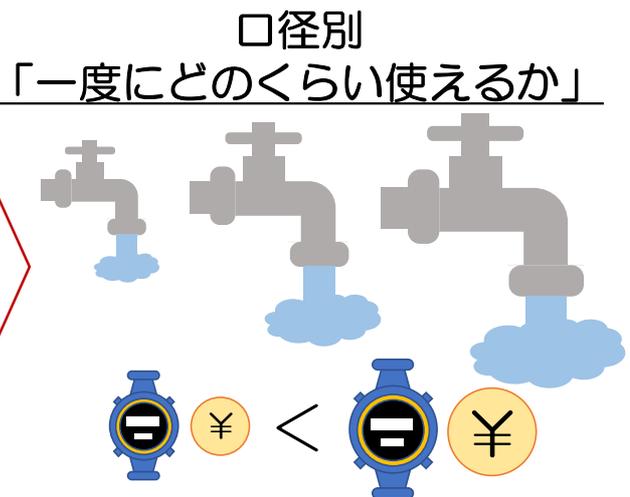
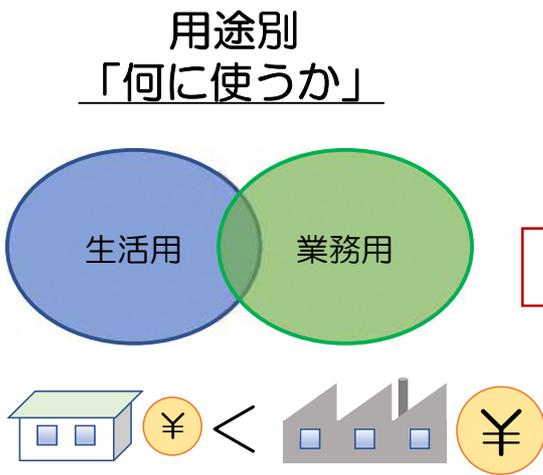
① 基本体系：口径別へ統一



【口径別】
 使用可能水量(メーター口径)に着目して基本料金を設定する手法です。
 口径が小さいほど少ない料金となります。

【用途別】
 用途によって基本料金を設定する手法です。
 用途が同じなら使用可能水量が大きくても小さくても同じ料金となります。

なぜ口径別か・・・



使用の用途区分ごとに、均等に基本料金を負担し合うため、業務用を例にすると、小規模事業者も大規模工場も同じ基本料金になります。

⇒一度に多くの水を利用するには、設備投資コストがかかりますが、その価格差を料金に反映することができません。

大きな口径ほど、一度に多くの水を使用できるため、利便性が増しますが、設備投資コストが大きくなります。

⇒水道使用に対する利便性や設備投資に見合う料金設定が可能となり、料金区分の考え方が明確になります。

② 基本料金：基本体系の統一に伴う、基本料金の統一

【現在】

旧市町時代のままの考え

□径別体系
糸魚川

用途別体系
能生

用途別体系
青海



【改定後イメージ】

統一した考えへの移行に伴い、基本料金も統一へ

□径別体系
(統一)

基本料金（統一）	
13mm	円
20mm	円
25mm	円
30mm	円
40mm	円
50mm	円
75mm	円
100mm以上	円

12

3-2 シミュレーションフロー

シミュレーション① 算定要領を基に算出

□径別体系において基礎となる料金を算出、必要となる料金増減率を把握

シミュレーション② 区域間の調整

従量料金単価を区域毎に設定し、区域間の料金増減率を調整

シミュレーション③ 利用者群に対する調整

利用者群（□径別）に着目し、改定後の月額負担を調整

緩和措置の検討

今回目指したい料金表への移行にあたり段階的調整を検討（R4～R8期間）

13

3-3 シミュレーション(算定要領を基に算出)

●総括原価の算出

(単位：百万円)

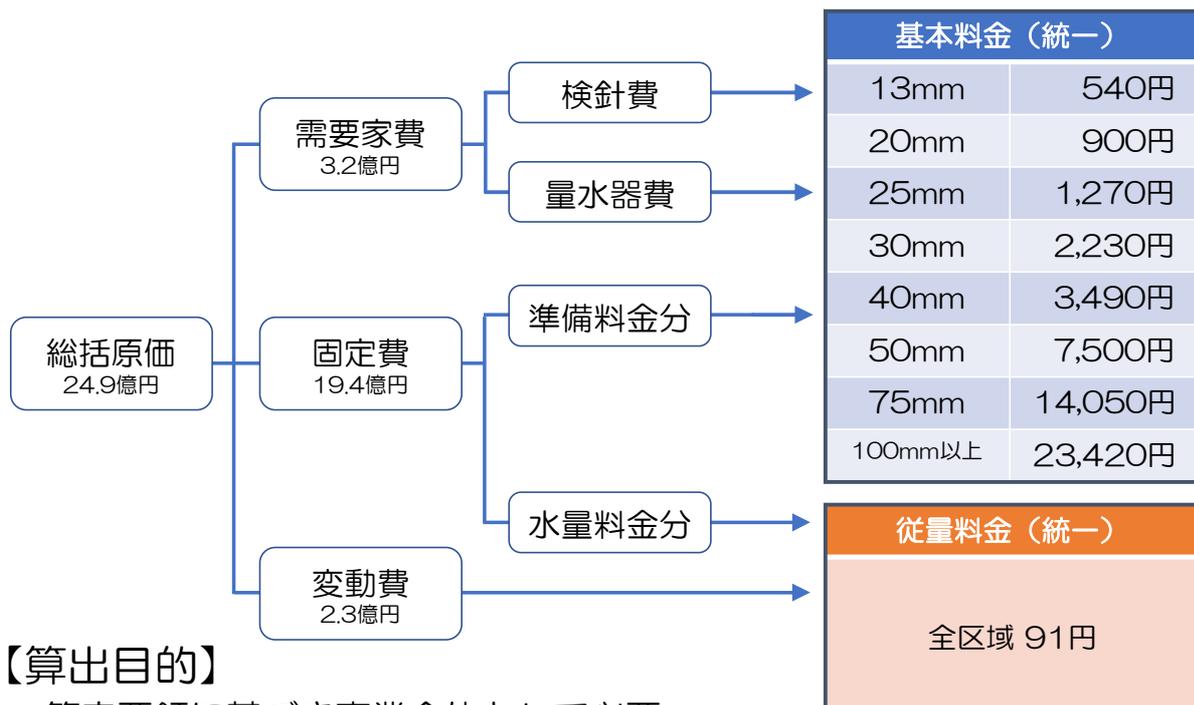
	R4	R5	R6	R7	R8	合計
料金収入(改定前)	454	450	446	442	439	2,231

増減率
12%

		R4	R5	R6	R7	R8	合計	
総括原価=①+②-③		491	496	501	501	499	2,488	
内訳	営業費用 ①	一般経費	178	178	178	178	178	890
		検針費	12	12	12	12	12	60
		量水器費	9	9	9	9	9	45
		減価償却費	340	345	349	350	349	1,733
	資本費 ②	支払利息	18	17	15	14	13	77
		資産維持費	47	47	47	47	47	235
	控除項目③		113	112	109	109	109	552

14

●総括原価の配分結果



【算出目的】

⇒算定要領に基づき事業全体として必要(基準)となる料金水準の把握を行いました。

15

③ 従量料金の課題

(単位：百万円)

	R4 (改定)	R5	R6	R7	R8
収益的収入 ①	622	616	607	602	597
うち 料金収入 (改定後)	510	504	498	493	488
収益的支出 ②	557	561	564	564	562
損益 ①-②	65	55	43	38	35
全体増減率 (改定前との比較)	12%	12%	12%	12%	12%
糸魚川 増減率	10%	10%	10%	10%	10%
能生 増減率	▲15%	▲15%	▲15%	▲15%	▲15%
青海 増減率	52%	52%	52%	52%	52%

⇒仮にR4年度に改定を行えば、損益は減少傾向で推移するものの、事業全体では黒字経営を継続することが可能となります。

⇒ただし、区域間の増減率に大きな隔たりが生じるため、区域間の増減率調整が必要と考えます。

⇒将来的には従量料金統一を目指しますが、当面5年間では統一しません。
(事務局としての考え)

16

4. 当面5年間の料金検討

17

4-1 シミュレーション (区域間の調整)

各区域で同程度の料金収入増減率になるよう、調整をします。

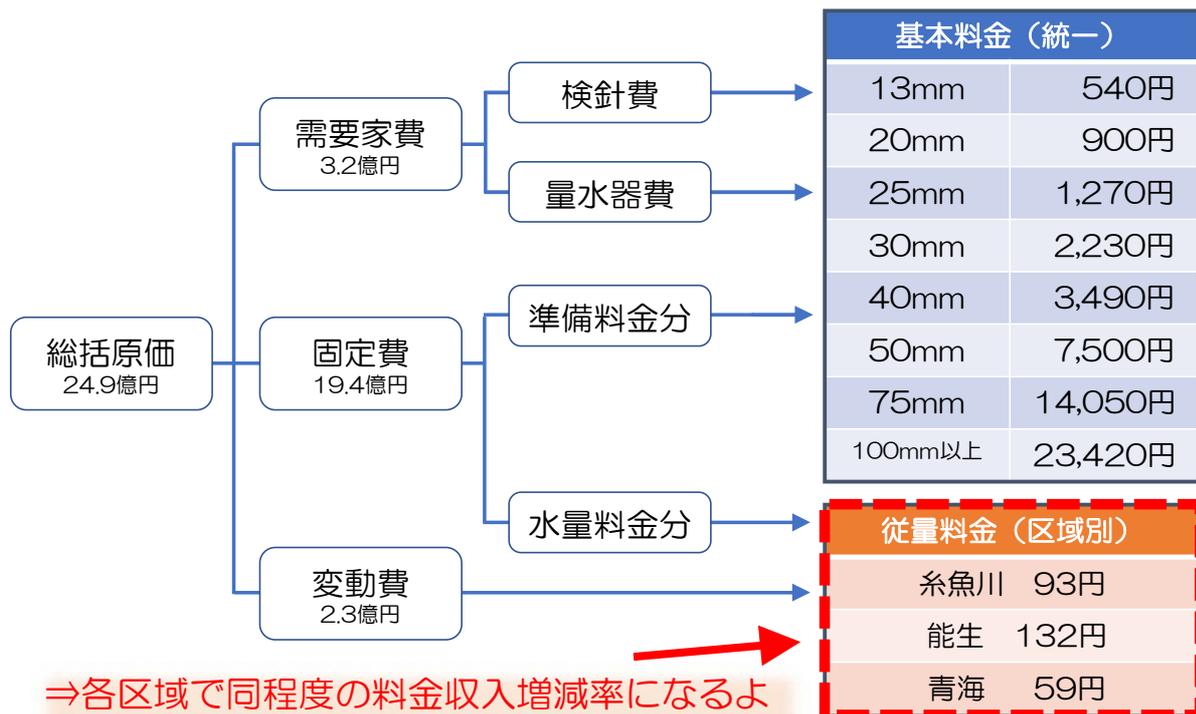
	R4 (改定)	R5	R6	R7	R8
全体増減率 (改定前との比較)	12%	12%	12%	12%	12%
糸魚川 増減率	10%	10%	10%	10%	10%
能生 増減率	▲15%	▲15%	▲15%	▲15%	▲15%
青海 増減率	52%	52%	52%	52%	52%

区域間の調整

	R4 (改定)	R5	R6	R7	R8
全体増減率 (改定前との比較)	12%	12%	12%	12%	12%
糸魚川 増減率	12%	12%	12%	12%	12%
能生 増減率	12%	12%	12%	12%	12%
青海 増減率	12%	12%	12%	12%	12%

18

●従量料金を調整



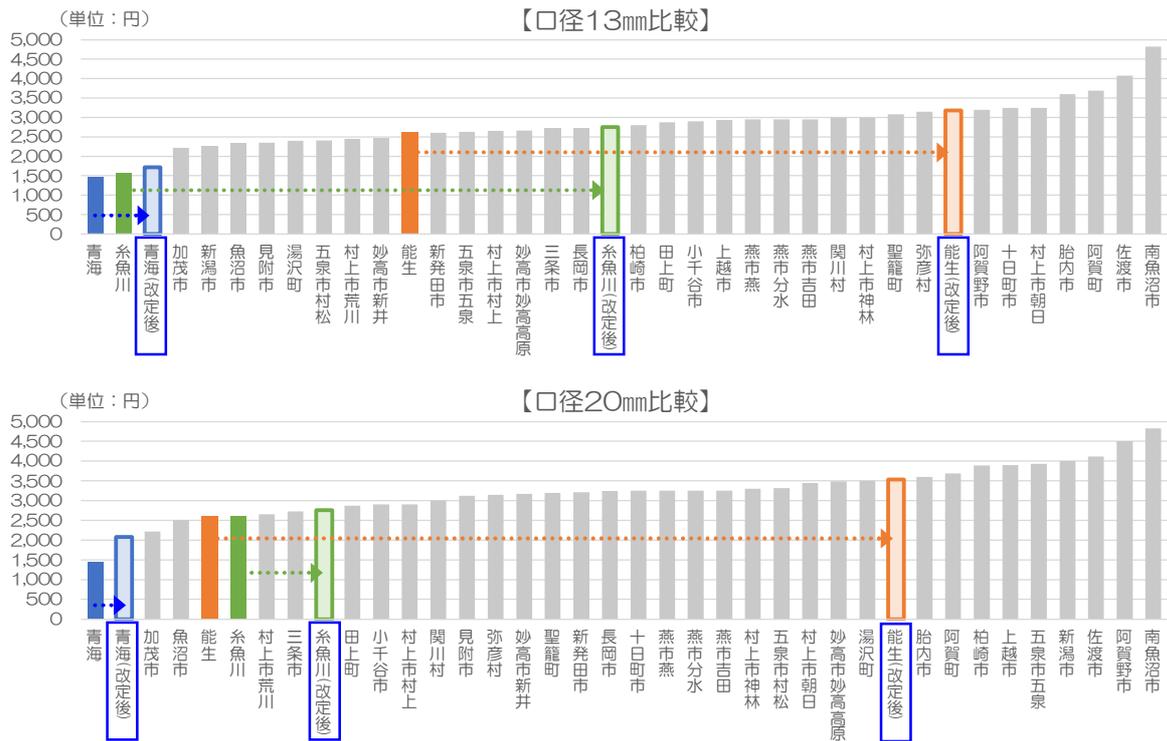
19

●個別利用者群への影響確認

【改定前 改定後 月額比較】 ※下記以外の口径・水量は補足資料参照

	メーター口径	使用水量(月)	改定前(月額)	改定後(月額)	差額	件数割合
糸魚川区域	13mm	15m ³	1,135円	1,935円	800円	53%
	20mm	20m ³	2,610円	2,760円	150円	43%
	40mm	100m ³	12,560円	12,790円	230円	1%
能生区域	13mm	15m ³	1,900円	2,520円	620円	90%
	20mm	20m ³	2,600円	3,540円	940円	6%
	40mm	100m ³	13,800円	16,690円	2,890円	1%
青海区域	13mm	15m ³	1,095円	1,425円	330円	64%
	20mm	20m ³	1,460円	2,080円	620円	32%
	40mm	100m ³	7,300円	9,390円	2,090円	1%

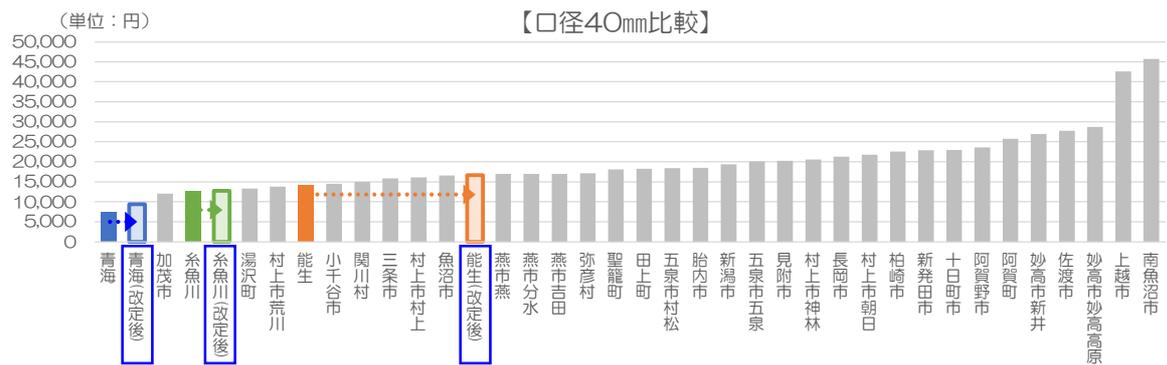
●改定後の県内比較（一ヶ月20m³使用想定 税抜）



※グラフは日本水道協会「水道料金表 H31年4月現在」数値を基に作成

21

●改定後の県内比較（一ヶ月100m³使用想定 税抜）



※グラフは日本水道協会「水道料金表 H31年4月現在」数値を基に作成

⇒生活用が大部分を占める小口径利用者については、なるべく負担増を抑制したいと考えています。(事務局としての考え)

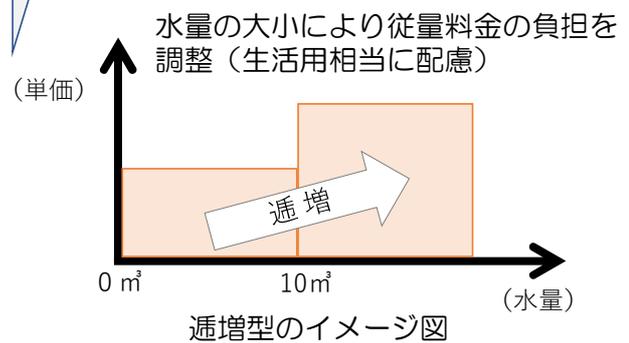
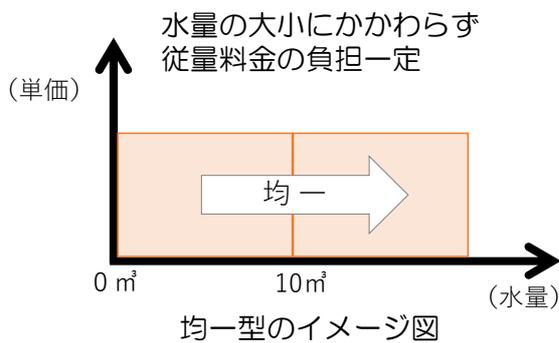
22

4-2 シミュレーション(利用者群に対する調整)

調整方法：従量料金単価を逡増型に調整（現在全区域で採用中）
 ⇒使用水量10m³までで単価を調整し生活用に配慮

従量料金	10m ³ まで	11m ³ 以上
糸魚川	93円	
能生	132円	
青海	59円	

従量料金	10m ³ まで	11m ³ 以上
糸魚川	50円	121円
能生	50円	180円
青海	50円	63円



23

調整後の水道料金表（案）

口径	基本料金 (共通部分)	従量料金(1m ³ につき)					
		糸魚川区域		能生区域		青海区域	
	1ヶ月分	使用水量 10m ³ まで	使用水量 11m ³ 以上	使用水量 10m ³ まで	使用水量 11m ³ 以上	使用水量 10m ³ まで	使用水量 11m ³ 以上
13mm	540円						
20mm	900円						
25mm	1,270円						
30mm	2,230円						
40mm	3,490円	50円	121円	50円	180円	50円	63円
50mm	7,500円						
75mm	14,050円						
100mm m以上	23,420円						

⇒区域毎の料金水準に配慮しつつ、考え方(体系)は統一する
 方向で水道料金表案の作成を行いました。

24

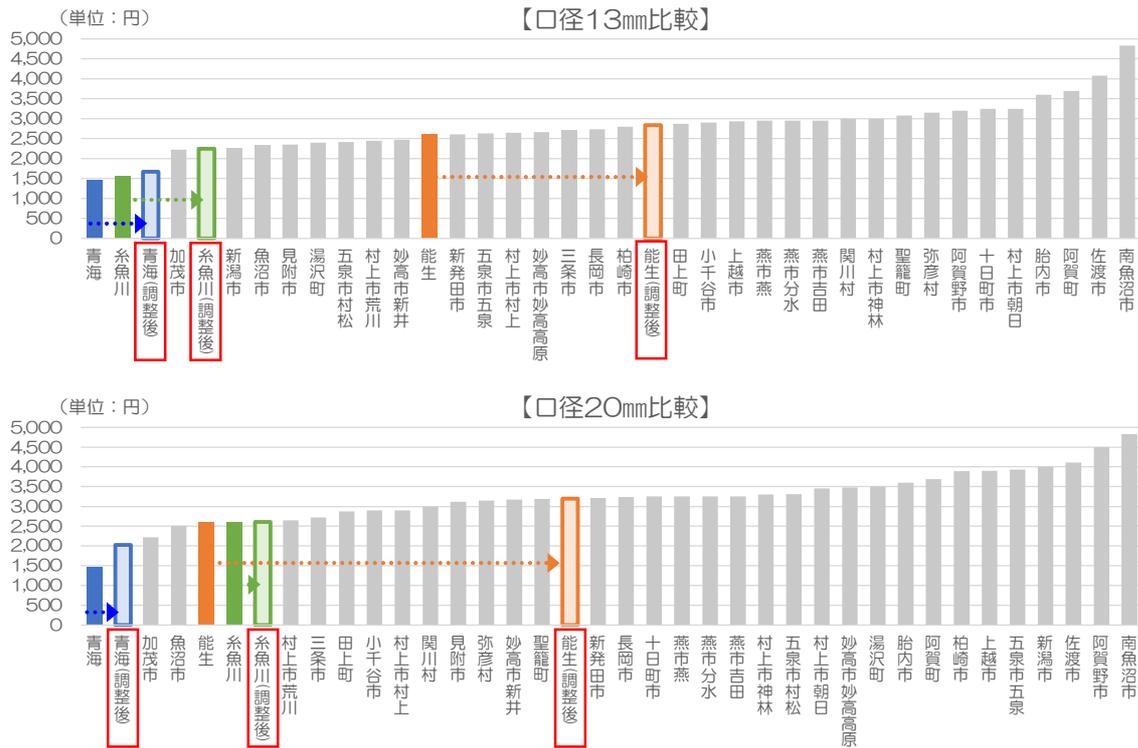
●利用者群への影響確認（調整後）

【改定前 改定後 月額比較】 ※下記以外の口径・水量は補足資料参照

	メーター口径	使用水量(月)	改定前(月額)	改定後(月額)	差額	件数割合
糸魚川区域	13mm	15m ³	1,135円	1,645円	510円	53%
	20mm	20m ³	2,610円	2,610円	0円	43%
	40mm	100m ³	12,560円	14,880円	2,320円	1%
能生区域	13mm	15m ³	1,900円	1,940円	40円	90%
	20mm	20m ³	2,600円	3,200円	600円	6%
	40mm	100m ³	13,800円	20,190円	6,390円	1%
青海区域	13mm	15m ³	1,095円	1,355円	260円	64%
	20mm	20m ³	1,460円	2,030円	570円	32%
	40mm	100m ³	7,300円	9,660円	2,360円	1%

⇒調整前に比べ、小口径利用者の負担増を軽減することが可能となります。

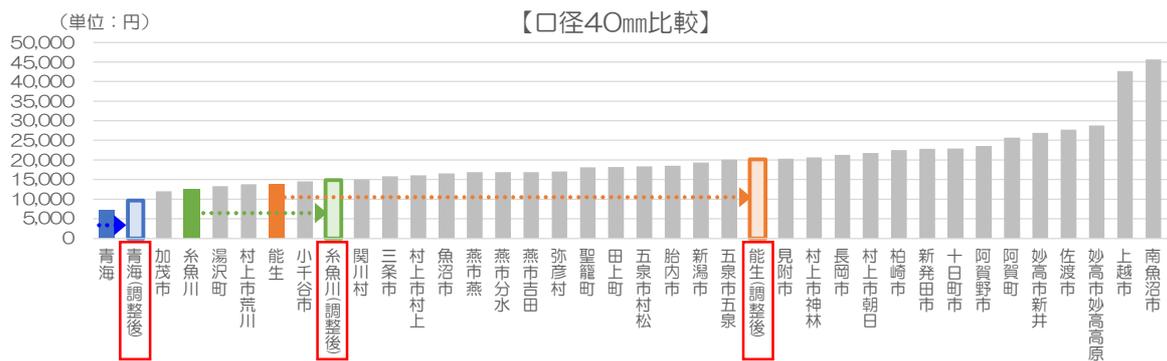
●調整後の県内比較（一ヶ月20m³使用想定 税抜）



※グラフは日本水道協会「水道料金表 H31年4月現在」数値を基に作成

26

●調整後の県内比較（一ヶ月100m³使用想定 税抜）



※グラフは日本水道協会「水道料金表 H31年4月現在」数値を基に作成

27

4-3 緩和措置(段階的調整)の検討

【改定に伴う利用者の負担】

- 事業全体として必要な水道料金の増収分の負担
- 基本となる料金体系を統一することで生じる負担



【段階的調整期間 設定の目的】

- 経済的負担増に対する緩和措置
- 基本的体系を統一することへの順応期間

R8年度に目標とする水道料金表となるように、段階的に近づけていくことが望ましいと考えています。

28

段階的調整例

【段階的調整における年度別 月額料金】

	メーター口径	使用水量(月)	現行(月額)	R4(月額)	R5(月額)	R6(月額)	R7(月額)	R8(月額)
糸魚川区域	13mm	15m ³	1,135円	1,240円	1,345円	1,450円	1,545円	1,645円
	20mm	20m ³	2,610円	2,600円	2,600円	2,600円	2,600円	2,610円
	40mm	100m ³	12,560円	12,970円	13,390円	13,830円	14,320円	14,880円
能生区域	13mm	15m ³	1,900円	1,900円	1,910円	1,920円	1,930円	1,940円
	20mm	20m ³	2,600円	2,720円	2,840円	2,960円	3,080円	3,200円
	40mm	100m ³	13,800円	15,070円	16,350円	17,630円	18,910円	20,190円
青海区域	13mm	15m ³	1,095円	1,145円	1,195円	1,245円	1,295円	1,355円
	20mm	20m ³	1,460円	1,570円	1,680円	1,790円	1,910円	2,030円
	40mm	100m ³	7,300円	7,770円	8,240円	8,710円	9,190円	9,660円

目標とする料金表へ向けて毎年度調整

29

料金改定イメージ図

R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	~	?
検討期間	第1ステップ 体系の統一 基本料金の統一				第2ステップ 従量料金の統一 簡易水道料金の統一				

今後見直しを行う水道ビジョンでの再編計画に基づき、引き続き、将来的に従量料金の統一を目指します。